

## 加賀市電子契約実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、加賀市が行う電子契約に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サービス提供事業者 加賀市が利用権を購入し使用する電子契約サービスを提供する事業者をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) タイムスタンプ サービス提供事業者が電子署名を付与する際に利用する電子的な時刻証明をいう。
- (4) 電子契約サービス サービス提供事業者が加賀市及び契約相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型電子契約サービスをいう。
- (5) 電子契約 契約のうち法令に定める措置を講じた電磁的記録により契約書を作成するものをいう。
- (6) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (7) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる暗証番号をいう。
- (8) 承認者 契約書が決裁を得たものと相違ないことを確認し承認する者をいう。

### (電子契約の利用範囲)

第3条 電子契約サービスは、加賀市が締結する契約に利用するものとする。ただし、他の法令等により書面で行う旨の定めがある場合その他電子契約によることが適当でないと認められる場合は除くものとする。

### (承認者の設置)

第4条 電子契約を実施する課(以下「担当課」という。)に承認者を置き、担当課の長をもってこれに充てる。

2 承認者が不在のときは、加賀市事務執行規則(平成17年10月1日規則第6号)第13条の規定による。

### (電子契約サービス運用管理者)

第5条 電子契約サービスの運用管理のために、電子契約サービス運用管理者(以下「管理者」という。)を置き、契約担当課長をもってこれに充てる。

2 管理者は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスを利用可能な状態に維持し、これを管理すること。
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保し、効率的に運用し、及び適正に管理すること。
- (3) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項。

### (アカウントの取扱い)

第6条 アカウントは、管理者が設定し、担当課に付与する。ただし、設定できるアカウン

- トは、管理者があらかじめ定めた加賀市のドメインのメールアドレスに限る。
- 2 アカウントの変更は、原則として管理者が行うものとする。
  - 3 パスワードの設定及び変更は、原則として担当課が行うものとする。
  - 4 アカウントの取扱いは、担当課がこれを適正に行わなければならない。
  - 5 担当課は、パスワードを他者に知られないように厳重に管理しなければならない。
  - 6 担当課が電子契約サービスへアクセスするときは、管理者が許可したグローバル I P アドレスから接続しなければならない。

(事故報告)

第7条 パスワードの漏えい等の事故があったときは、直ちにその旨を管理者に報告しなければならない。

(利用方法)

第8条 担当課は、電子契約サービスを利用するにあたり、法令等を遵守するものとする。

- 2 電子契約を締結しようとするときは、その都度契約相手方から電子契約利用申出書の提出を求ることにより、電子契約サービスを利用して契約を締結することへの同意及び契約相手方の最終確認者の契約締結権限又はその代理権の確認を行うものとする。
- 3 電子契約は、電子契約サービス上におけるタイムスタンプの日付に関わらず、契約書に記載された契約締結日より効力を有するものとし、契約ごとにその旨明記するものとする。

(契約書の保存)

第9条 電子契約書の正本は、電子契約サービス上に保存される電子契約書とする。

- 2 電子契約サービスからダウンロードしたデータの保存等、前項の規定による保存以外の方法であっても、電子契約の有効性を妨げるものではない。ただし、電子契約の有効性に関する法令等の規程に違反する場合においては、この限りではない。

(契約内容の修正)

第10条 契約内容を修正(誤字又は語句の修正、条文の削除等)する必要が生じた場合は、修正を反映した全文に既に締結した契約を無効とする条文を加えた契約書案を作成し、この要領に従い再度電子契約を締結しなければならない。

(変更契約)

第11条 前条の規定に該当する場合を除き、既に締結した契約書の内容を変更する必要が生じた場合は、この要領に従い電子契約により変更契約の手続を行うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和8年1月20日から施行する。